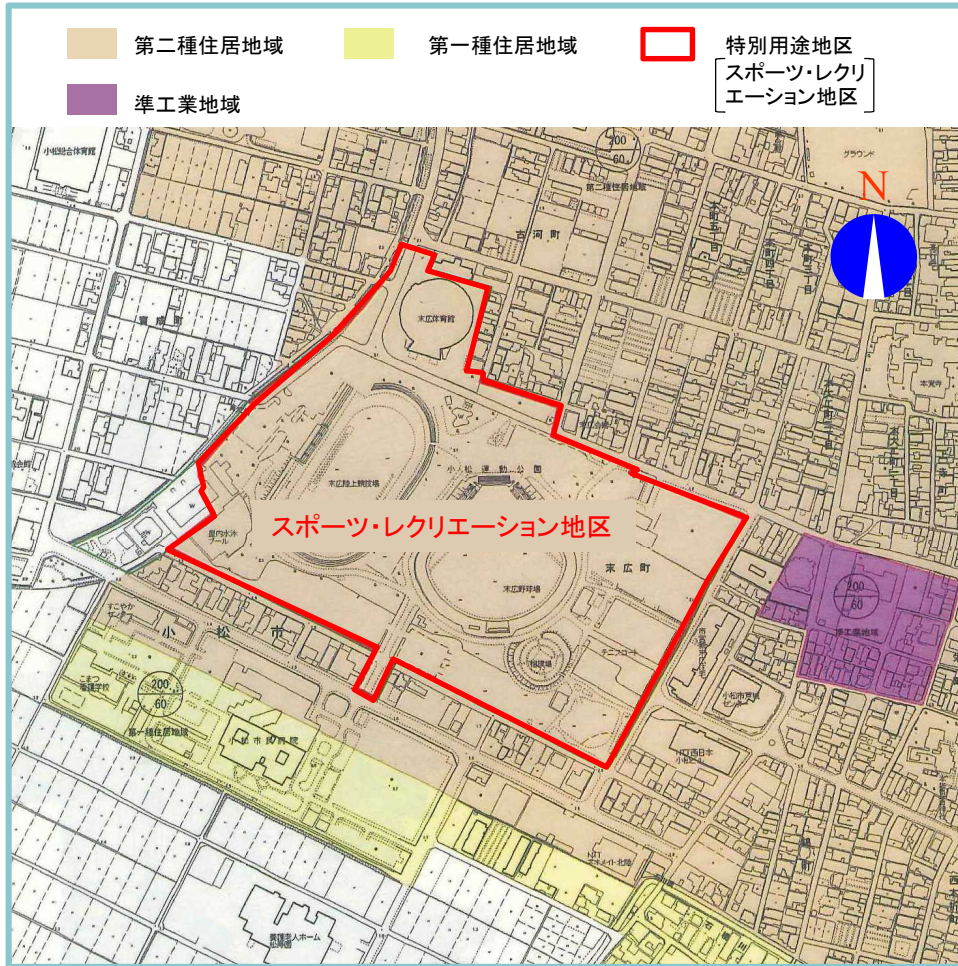


小松市スポーツ・レクリエーション地区建築条例 (所在地:石川県 小松市)

- 条例の施行日:平成20年9月30日
- 条例制定の経緯



平成20年 都市計画決定の状況

- ・小松市は平成8年から小松市運動公園周辺を第二種住居地域に指定している。
- ・すでに立地していた建築基準法上野球場、陸上競技場等は「観覧場」に該当するため、既存不適格建築物となり、立地が制限されていた。
- ・平成10年に小松市都市計画マスタープランの中で「末広緑地、小松運動公園等一体の医療、福祉、スポーツ等の機能を充実し、市民にとって魅力ある健康増進の拠点機能を拡大する。」としており、将来においても小松市のスポーツ・レクリエーションの拠点として位置付けられている。
- ・また、一部の運動公園施設において、老朽化が著しく、建替えが必要なことから、小松市は用途規制の緩和が必要と判断した。
- ・このため、小松市は建築基準法第49条第2項に基づき、条例を制定し、既存の運動公園施設の機能を維持するとともに、利便の増進を図るため、小松能美都市計画特別用途地区(※)の内スポーツ・レクリエーション地区内の第二種住居地域において、観覧場の用途に供する建築物の用途規制を緩和した。

(※)平成25年8月2日に小松能美都市計画特別用途地区から小松都市計画特別用途地区に名称変更